

共同住宅料金の取扱いについて（条件）

共同住宅料金の適用申込をするにあたっては、水道事業給水条例及び水道事業給水条例施行規程並びに関係諸規程に基づき次の条件等を遵守してください。

1 共同住宅料金の適用範囲

アパート、マンション等（寄宿舎、下宿等を除く。）の共同住宅の所有者から申込があったもので、水道を住宅用に使用しているものに適用します。

2 届出

- (1) 共同住宅の水道料金等に関する事務を取り扱っていただくため、管理責任者を定めてください。
- (2) 申込者、管理責任者及び入居戸数に異動があった場合は変更届等を提出してください。

3 共同住宅料金の適用を受けた場合

- (1) 料金の計算及び請求は、総使用水量を入居戸数で除して、それぞれの水量に専用給水装置の料金を適用した合計金額を申込者又は管理責任者に請求します。
- (2) 料金の支払は、申込者又は管理責任者の方が遅滞なく支払ってください。
なお、各入居者への割り振りについては、水道局は一切関与いたしません。

4 申込者及び管理責任者の方に行っていただくこと

- (1) 漏水防止等水道設備の維持管理をしていただきます。
- (2) 水道局に水量を報告する店舗等部分の私設メータについては、故障時又は検定有効期限満了時の取替が必要です。
- (3) 水道局からの連絡は管理責任者の方にいたしますので、必要に応じて各入居者への周知等をお願いします。
- (4) 受水槽漏水等の緊急事故に備え、給水装置工事業業者（指定工事店）を選定しておいてください。受水槽が漏水しますと水道料金が高くなります。

5 共同住宅に店舗等が併設されている場合

- (1) 共同住宅に店舗等が併設されている場合、住宅部分にのみ上記の取扱いが適用されます。
店舗等部分の取扱いについては、別に「共同住宅料金適用申込書に伴う店舗等部分の届出書」が必要です。
- (2) 上記(1)届出書の申込者及び管理責任者は、共同住宅料金適用申込書の申込者及び管理責任者と同一名とします。
- (3) 申込者又は管理責任者は、市水道局メータの検針時に合わせて、店舗等部分の合計水量を水道センターに報告していただきます。
なお、使用水量の報告がすみやかに行われなときは、水道局が使用水量を認定する場合があります。
- (4) 店舗等部分の料金計算については、店舗等部分の合計水量を1専用給水装置の料金として計算します。
- (5) 店舗等部分又は住宅部分の料金のいずれかが未納となりますと、建物全体について、給水停止の措置をとることになります。

6 取消

共同住宅料金適用の取消しを希望する場合は、「共同住宅料金適用取消申出書」を提出してください。

7 その他

（※1）申請書内の「これに代わる書類」とは、防火対象物使用開始（変更）届出書等、共同住宅であることが確認できる書類をいいます。